

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正
案要綱

一 題名の修正

題名を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に改めるところ。
(題名関係)

二 目的規定の修正

法律の目的を「駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別の措置を講じ、もって沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ること」とすること。
(第一条関係)

三 基本理念に関する規定の追加

1 駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後によりやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、二十一世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならないこと。
(第三条第一項関係)

2 国は、駐留軍用地が日米安保条約により我が国が駐留軍に提供してきたものであること及びその返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展に寄与するものであることに鑑み、沖縄県及び関係市町村との密接な連携を確保しつつ、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならぬこと。
(第三条第二項関係)

3 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるものとする。
(第三条第三項関係)

四 国の責務に関する規定の修正

1 国の責務について、基本理念にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することを明記すること。
(第四条第一項関係)

2 政府は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならないこと。
(第四条第二項関係)

五 地方公共団体の責務に関する規定の修正

地方公共団体の責務について、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえ、当該地域の状況

に応じた駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならないことを明記すること。
(第五条関係)

六 返還実施計画等に関する規定の修正

1 国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に講ずることを明記すること。
(第八条第一項関係)

2 次の事項について、返還実施計画に係る調査の対象として明記すること。

イ 水質汚濁防止法第二条第二項第一号に規定する物質又はダイオキシン類による水質の汚濁の状況

ロ 不発弾その他の火薬類の有無

ハ 廃棄物の有無

(第八条第二項関係)

七 国による駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあつせんに関する規定の修正

国は、駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してのあつせんの申請を受けた場合には、当該申請をした沖縄県又は関係市町村による調査及び測量の実施に関するあつせんを行わなければならないこと

とするとともに、当該申請をした沖縄県知事又は関係市町村の長からの求めがあつた場合には、あつせん
の状況について通知するものとする事。
(第九条第二項及び第三項関係)

八 給付金の支給に関する規定の修正

給付金の額について、引渡日の翌日以降当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた
補償金の額を控除しないこととする事。
(第十条第二項関係)

九 支障除去措置の実施期間中の補償金に関する規定の追加

国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地（国有地を除く。）の返還を受けた場合において、その返還を受
けた日後に返還実施計画に基づく支障の除去に関する措置が実施されることにより当該土地の所有者等が
当該土地を使用することができないときは、当該所有者等に対し、補償金を支払うものとする事。
(第十一条関係)

十 市町村総合整備計画に関する規定の修正

市町村総合整備計画において定める事項について、良好な景観の形成に関する事項を追加すること。

(第二十条第二項関係)

十一 国有財産の譲与等に関する規定の追加

国は、沖縄県及び関係市町村その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「関係地方公共団体等」という。）が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、国有財産を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができること。

（第二十五条関係）

十二 特定跡地及び大規模跡地の指定に関する規定の修正

内閣総理大臣は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地について、当該駐留軍用地の区域内のうち次の土地の区域を拠点返還地として指定するものとする。

イ 返還後において各市町村の区域を超えた広域的な見地から大規模な公共施設その他の公益的施設の整備を含む市街地の計画的な開発整備を行うことにより沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造の拠点となると認められる土地の区域

ロ 返還後においてイの土地との相互の関係を特に考慮して公共公益施設の整備を行うことにより当該土地の区域における拠点としての機能がより高度に発揮されると認められる土地（その面積が五ヘク

タール以上である一団の土地に限る。)の区域

(第二十六条第一項関係)

十三 大規模跡地における国の取組方針の策定に関する規定の修正

1 内閣総理大臣は、政令で定める面積以上の拠点返還地を指定した場合は、当該拠点返還地における国の取組方針を定めなければならないこと。

(第二十七条第一項関係)

2 内閣総理大臣は、政令で定める面積未満の拠点返還地を指定した場合には、駐留軍用地跡地利用推進協議会における協議により、当該拠点返還地において国の取組方針を定めることができること。

(第二十七条第二項関係)

十四 国の取組方針と県総合整備計画との関係に関する規定の追加

拠点返還地に係る県総合整備計画は、国の取組方針との調和が保たれたものでなければならないこととする。

(第二十八条関係)

十五 特定跡地給付金及び大規模跡地給付金に関する規定の修正

1 特定跡地給付金及び大規模跡地給付金について、特定給付金として一本化すること。

(第二十九条関係)

2 特定給付金の支給の限度となる期間は、当該駐留軍用地跡地における土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間とすること。
(第二十九条第二項関係)

十六 駐留軍用地跡地利用協議会に関する規定の修正

駐留軍用地跡地ごとに組織することができることとされる駐留軍用地跡地利用協議会について、その名称を「駐留軍用地跡地利用推進協議会」とするとともに、一の駐留軍用地跡地利用推進協議会を組織することができることとする事。
(第三十条第一項関係)

十七 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。